

	業、共同施設事業、 経営改革事業、設備 リース事業、企業合 同事業、集団化事業、 集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、下請振興法第7条第2項に規定する承認振興事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち70%以上が承認振興事業計画に記載された中小企業者であるもの	下請振興事業計画 承認グループ事業、 施設集約化事業、連 鎖化事業、共同施設 事業、経営改革事業、 設備リース事業、集 団化事業

別記第1号様式から第9号様式を次のように改め、その次に別記第10号様式から第26号様式を加える。

別記第1号様式（第7条関係）

中小企業高度化事業計画認定申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名 称
代表者名
所在地
電話番号

中小企業高度化資金の貸付けを受けて 事業を下記のとおり実施したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第7条第1項の規定により、高度化事業計画の認定を申請します。

記

（金額単位：千円）

1	組合等の名称	
2	事業実施年度	認 定 対 象 計 画
		全 体
		着 工 分
	年度～	年度
3	総事業費	
4	貸付対象事業費	
5	借入希望金額	
内 訳	県負担見込額	
	機構負担見込額	
6	事業計画の概要	別紙認定申請調書のとおり
7	償還期限（うち据置期間）	
8	利率	
9	その他特記事項	

（備考）

（1） 「着工分」とは、県が着工許可の対象としている事業をいう。

（2） 認定対象計画の全体部分と着工分が同一である場合は、着工分は記載不要。

（添付書類）

- 1 認定申請調書
- 2 診断報告書及び診断指導意見対応書
- 3 機構が別に定める様式に従い作成した中小企業高度化事業実施計画書（計画修正がある場合は修正計画）
- 4 主務大臣又は県知事の承認又は認定を受けた計画に基づき実施される事業については、当該計画書及び承認書又は認定書の写し（手続き中のものにあつては、その他特記事項欄にその旨記載すること）
- 5 県税の未納・滞納がないことを証する書類（申請者が組合等である場合には、その構成員についても提出すること）

別記第2号様式（第8条関係）

中小企業高度化資金貸付申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名 称
 代表者名
 所在地
 電話番号
 郵便番号

中小企業高度化資金の貸付けを受けたいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

資金の種類		貸付申請額				千円		
設備 投資 計画	施設名	面積又は数量	形式又は構造	契約金額	貸付対象額	契約年月日	設置完了(予定)年月日	支払方法
	計							
資金 調達 計画	調達先		金額	構成比	調達方法			
	借入金	中小企業高度化資金申請額				金利	期間	担保
						金利	期間	担保
	その他							
	自己資金				出資金	資産処分	積立金等	
	計			100%				
設置(予定)場所			借入希望時期		年 月 日			

(添付書類)

事業実施計画書及び関係書類

別記第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

中小企業高度化資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中小企業高度化資金の貸付けについては
熊本県中小企業高度化資金貸付要項第9条第1項の規定に基づき下記のとおり決定したの
で通知します。

記

- 1 資金の種類
- 2 貸付決定額 金 円
- 3 貸付期間 年（うち据置期間 年）
- 4 貸付利率
- 5 貸付対象施設の内容 別紙査定書のとおり

別記第4号様式（第10条関係）
 中小企業高度化資金貸付変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称
 代表者名
 所在地
 電話番号
 郵便番号

年 月 日付けで貸付申請をしました申請額については、事業費等が下記
 のとおり変更になりましたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第10条第1項の規定
 により関係書類を添えて変更申請します。

記

1 変更後の貸付申請額 _____ 円

2 変更の内容（貸付対象事業費）

項 目	変更前の内容	変更後の内容	備考
合 計			

内容については、数量・金額等を記入してください。

3 変更の理由（詳細に記入してください。）（別紙でも可）

別記第5号様式（第11条関係）

対象施設設置延期承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名 称
代表者名
所在地
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって中小企業高度化資金の貸付けの決定を受けました対象施設は、年度内に設置を完了することが困難となりましたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第11条第2項の規定により、設置完了期日を下記のとおり承認くださるよう申請します。

記

1 貸付年度 年度

2 対象施設の内容
イ 対象施設の内容
ロ 金額

円

3 設置延期の理由

4 設置計画
イ 着工年月日
ロ 現在の進捗状況
ハ 完成年月日

5 代金支払計画

備考 工事契約者の工事遅延理由書を添付してください。

別記第6号様式（第13条関係）

対象施設設置完了報告書

年 月 日

熊本県知事

様

名 称
代表者名
所在地
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって中小企業高度化資金の貸付けの決定を受けた対象施設は、下記のとおり設置を完了しましたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第13条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象施設の設置状況

対象施設名				
規格・型式・構造				
数量				
購入金額 (円)				
発注年月日				
設置完了年月日				
稼働開始年月日				
製造者名				
製造年月日				
製造番号				
購入先住所・名称				

2 代金の支払

対象施設名	数量	契約額 (円)	代金支払状況			
			支払年月日	現金手形の別	金額 (円)	手形の場合は その決済期日

(注)(1) 手形支払の場合は、決済期日ごとに金額を示してください。

(2) 欄が不足する場合は、継紙を付してください。

3 資金の調達方法

県からの借入金		円
金融機関等の借入先からの借入金		円
		円
		円
		円
		円
自己資金		円
その他		円
計		円

(添付書類)

- 1 代金支払の事実を証する書類の写し
- 2 対象施設の写真

別記第7号様式（第13条関係）

中小企業高度化資金交付請求書

年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知を受けました 年度中小企業高度化資金について、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第13条第2項の規定により、下記の金額を交付くださるよう請求します。

記

請求額 金 _____ 円

年 月 日

名 称
代表者名
所在地

金融機関	(金融機関名)	(支店等名)
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義		

熊本県知事 様

内訳	対象施設代金支払状況報告書確認 貸付決定済
----	--------------------------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職氏名

別記第8号様式（第13条関係）

中小企業高度化資金貸借契約書

熊本県（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）
 に対して証書貸付けの方法で、平成 年 月 日下記条項により金員を貸与し、乙
 はこれを受領して借用した。

記

第1条 甲は、次の各号に掲げる事項により、中小企業高度化資金として金員を乙に貸与
 するものとする。

(1) 金 額 金 円
 (2) 使 途 資金貸付金
 (3) 償還方法 この貸付金は、貸付後 年据置きとし、以後次のとおり償還す
 るものとする。

平成 年 月から平成 年 月まで毎年 月 日に
 金 円（ただし最終回は、金 円）あて 回
 分割償還する。

(4) 利息及び利息の支払方法
 利息は年 パーセントとする。ただし、1年未満の期間については日割計
 算によるものとする。

前記利息の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

利息の支払方法は、平成 年 月 日を第1回とし、以後毎年 月
 日に前1年分を後払いするものとする。

(5) 違約金
 乙が償還期限までに所定の金額を償還しないときは、償還期限の翌日から償還完
 了の日まで延滞した元金につき年 10.75 パーセントの割合で甲に違約金を支払わな
 なければならない。

前記違約金の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項第1号の貸付金額算出の基礎は、別紙のとおりとする。

3 甲が乙に対して貸し付ける割合は、甲が査定した金額（以下「査定額」という。）の
 100分の 以内とし、乙が査定額を下回って貸付対象施設を設置したときは、査定額
 と設置額との差額の100分の は直ちに甲に返還しなければならない。ただし、返還
 額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 前項の規定により返還した後の残額の償還方法については、契約を更改するものとし
 る。

第2条 乙は、本契約による債務履行確保のため、貸付対象施設を甲の承認なく譲渡若し
 くは貸与し、又は担保に供してはならないものとし、貸付対象施設及び甲の指定する資
 産に本契約の債務の担保として抵当権を設定するものとする。

第3条 甲は、必要と認めるときはいつでも乙の書類、帳簿、財産又は事業の状態につい
 て検査することができる。

第4条 乙は、毎決算期の事業報告書、財務諸表及び利用状況報告書を甲に提出しなけれ
 ばならない。

第5条 乙は、貸付対象施設及び事業経営について重大な事故を生じたときは直ちに甲に
 報告しなければならない。

第6条 本契約書の作成及び登録に要する費用その他本契約に関する一切の費用は、乙が
 負担するものとする。

第7条 保証人は、本契約から生ずる一切の債務について乙と連帯して債務を支払うもの
 とする。

第8条 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に対して償還期限のいかんにかかわらず貸
 付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の場合において、当該返還金に対する利息については、甲は第1条第1項第4号の
 規定にかかわらず直ちに納入を請求することができる。

3 第1項の場合において、当該返還金を甲が指定した期限までに乙が納入しないときは
 第1条第1項第5号の規定により算出した違約金を徴収する。

第9条 乙及び保証人は、本債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨陳述した。

第10条 本契約に特別の規定がないものについては、独立行政法人中小企業基盤整備機構
 法（平成14年法律第147号）及び熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成 年熊本
 県告示第 号）によるほか、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

甲（債権者） 熊本県
 代表者 熊本県知事

乙（債務者）

保証人

保証人

別 紙

貸付対象施設名	数 量	取 得 価 格	県 査 定 額	貸 付 額
土 地		千円	千円	千円
建 物				
設 備				
構 築 物				
そ の 他				
合 計				